

平成28年8月3日

答申第726号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「未収受信料の簿外残高について、①平成27年3月末時点の各発生年度別残高の内訳、②27年3月末時点で26年3月末より減少した各発生年度別の金額の内訳、③②で回収以外の原因で減少した金額について消失条件や適切な決裁処理を不要としていた内部統制の重大な不備に関する改善措置の実施内容」について、開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち①および②は開示したが、③は文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は存在しないため開示することができない。

なお、受信料の債権管理は、その未収期間の長短にかかわらず、日々、債権額の変動（受信料の払込や世帯消滅による解約等）が発生しており、その実情に応じて日常業務で処理し、個別の契約者ごとに管理している。

#### 3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

#### 4 審議の経過

平成28年8月3日（第241回審議委員会）

第739号諮問、審議、答申